第 58 号

『東日本大震災』関連情報

平成 27 年 5 月 22 日
編集・発行
北塩原村住民課
☎0241-23-3113
Ｅメール
seikatsu01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

■村内の各地区及び幼稚園・小中学校の放射線量の測定値について

単位（ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ/時）

	北山地区 (役場前)	大塩地区 (活性化センター前)	桧原地区 (桧原出張所前)	裏磐梯地区 (裏磐梯合庁前)
５月１３日	0.065	0.089	0.097	0.078
５月２０日	0.065	0.088	0.098	0.078

※測定方法は、リアルタイム線量測定システム及び地面から 1ｍの高さで測定。
【問合せ先】住民課生活班　電話０２４１－２３－３１１３

単位（ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ/時）

	さくら小	裏磐梯小	第一中	裏磐梯中	さくら 幼稚園	裏磐梯 幼稚園
５月１３日	0.111	0.087	0.106	0.113	0.086	0.086
５月２０日	0.108	0.084	0.105	0.114	0.084	0.085

※測定方法は、リアルタイム線量測定システム及び地面から 1ｍの高さで測定。
【問合せ先】教育委員会教育班　電話０２４１－２３－５２３７

■村内の公共施設等の放射線量の測定値について

単位（ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ/時）

	構造改善 センター玄関前	グリーンセンター 玄関前	自然環境活用 センター玄関前	保健センター 玄関前	芙蓉保育園 玄関前
５月１３日	0.100	0.090	0.090	0.090	0.090
５月２０日	0.080	0.100	0.080	0.090	0.090

※測定方法は、地面から 1ｍの高さで測定　【問合せ先】住民課生活班　電話０２４１－２３－３１１３

単位（ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ/時）

	明治大学セミナー ハウスグラウンド	スポーツパーク 桧原湖グラウンド	いこいの森 ふれあい広場	村民体育館 玄関前	村　民 グラウンド
５月１３日	0.090	0.110	0.080	0.100	0.100
５月２０日	0.080	0.100	0.070	0.090	0.080

※測定方法は、地面から 1ｍの高さで測定　【問合せ先】住民課生活班　電話０２４１－２３－３１１３
※－の箇所は降雪の影響で測定不能箇所

■水道水中の放射性物質の測定値について

北塩原村では５月１２日に採水しましたモニタリング検査をはじめ過去１４９回実施しております。
検査の結果、すべての水道水のいずれからも放射性物質は検出されていません。

【問合せ先】建設課建設班　電話０２４１－２３－３２６１

■学校給食食材放射性物質検査事業について

村では、子供達に安全安心な給食を提供するため、毎日給食提供前に食材の検査を実施しております。
平成２７年５月２２日現在までの検査において、放射性物質は一度も検出されておりません。

【問合せ先】教育委員会教育班　電話０２４１－２３－５２３７

■自家用野菜等の放射性物質検査（無料）を実施しています！

「北塩原村農産物検査室」を北塩原村構造改善センター(北山)内に設置し、「自家用野菜」の他に「土壌」や「肥料」等の検査を実施しています。

特に、**「きのこ」「山菜」につきましては、放射性物質の吸収率が非常に高いことから、「野生」、「栽培」に関わらず事前に検査されることをお勧めいたします。**

なお、**非破壊式の検査器も導入**となりましたので、自家用野菜やきのこ・山菜については、刻まずにそのままの状態で検査し、持ち込まれた方へお戻し出来ます。

希望される方は、平日の午前９時から午後４時までに、下記の問合わせ先に申込みをお願いします。

【問合せ先】北塩原村農産物検査室　電話０２４１－２３－０５３６

■農林産物のモニタリング検査実施について

今年度も県において農産物 77 品目、山菜 15 品目等のモニタリング検査が実施されております。それぞれ 3 点以上の検査が必要ですが、昨年検出されなかった農産物は 1 点以上でよいことになりました。
なお、コシアブラ、葉ワサビ及び、野生きのこは基準値以内でも販売できませんのでご注意ください。

①検査時期

◎農産物

毎週月曜日～水曜日の１１:00 頃まで役場に着けば週内(2 日後)に結果が判明します。それ以降は翌週となります。

◎林産物

毎週月曜日 9:00 まで役場に着けば翌日に、その後～水曜日 11:00 頃まで役場に着けば金曜日に結果が判明します。

②採取量

農林産物共に原則１Kg ですが、数量の確保が困難な品目は 500g 程度でよいものもありますので、農林課農林班にお問い合わせください。

③「栽培きのこ」を販売される方へ

きのこは放射性物質の吸収率が非常に高いことから、検査が念入りに行われております。
「栽培きのこ」を出荷・販売する場合には、事前に福島県の放射性物質検査を受け、基準値以内であることが必要です。検査はロット単位に次の手順で行われます。

◎生産資材検査

「きのこ」の発生１ヶ月前に生産資材(ほだ木、菌床)の検査を受け、基準値以内であれば「きのこ」の検査を受けることができます。この段階で「廃棄対象」とされたほだ木や菌床は使用できません。基準値以内であれば、以後検査する必要はありません。

◎「きのこ」検査

生産資材が基準値以内であれば、そこから発生した「きのこ」の検査を行い基準値以内であれば出荷できます。翌年以降も出荷前に検査が必要です。(きのこは軸をつけたまま洗わずに出してください。)

なお、**生産資材検査が終了するまで「きのこ」の検査を受けることができません**ので注意してください。

◎その他

新たに植菌する場合は、植菌前に原木や菌床材料の検査をお勧めします。

【問合せ先】農林課農林班　電話０２４１－２３－１３３４

■**原子力事故損害賠償請求「巡回相談」の実施について**

〇巡回相談日時・相談方法

６月１７日（水）※第３水曜日　**午前１０時～午後４時　【時間予約制】**

※巡回相談日にご予約がない場合は不在となります。

〇予約方法

予約専用電話　０２４２－２４－０７１０

〇予約受付時間

午前９時～午後５時　予約の最終受付は前日の午後４時まで[土日・祝日を除く]

〇対象となる方

原子力発電所の事故により、風評被害に伴う減収などの損害を被られた観光業・商工業・サービス業・農林業を営まれている方

〇開催場所

北塩原村自然環境活用センター(巡回相談日以外にも　アピオスペースでは月曜日～土曜日(祝日を除く)の午前９時～午後５時までご相談を実施しています。)

【問合せ先】総務企画課企画室　電話０２４１－２３－３１１２

■**吾妻山の火山活動について**

吾妻山（浄土平付近）の火口周辺規制「噴火警戒レベル２」は現在も継続中です。このため、吾妻山（浄土平付近　大穴火口）から５００ｍの範囲は立ち入りが禁止されています。今後もテレビ、ラジオ等で常に最新の情報をご確認願います。

【問合せ先】住民課生活班　電話０２４１－２３－３１１３

■**原子力損害賠償紛争解決センターについて**

原子力事故による営業損害等について、東京電力が提示する条件では合意できない・東京電力に被害を申し出たが賠償されない・裁判をするのは手続きが難しいと感じられる方に対して、原子力損害賠償紛争解決センターでは個人の事情に応じた和解の仲介業務を行っています。当センターは（１）**中立・公平な立場の仲介委員（弁護士）**が当事者の間に入り、（２）**裁判よりも手続きが簡便**で、ご本人様お一人でも申立てができ、（３）**仲介費用は無料**で（ただし、送料などの実費は発生します。）ご利用いただけます。農協等を経由した東京電力への直接賠償で賠償金を受領したが、個別の事情があるため賠償金額の算定に不満のある被害者の方々等の申立ても受け付けます。

下記の当センター福島事務所会津支所までお越し頂くか、受付電話にお問い合わせください。

【支所の住所、受付電話番号】

原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所会津支所

住　所　会津若松市一箕町松長１－１７－６２　　電　話　０１２０－３７７－１５５